

FAX・電子データによる意思表示（両約款 第5条等）

- ・ 寄託者等と倉庫業者との取引において、近年ではFAXや電子データによる意思表示が一般的であるため、これらが意思表示の手段として有効であることを明確にする。

システム障害等の機能支障（両約款 第9条等）

- ・ 寄託者の要請等により、倉庫業において自動化機器及び情報システムの役割が大きくなってきているところ、これらをはじめとする設備に支障がある場合において、倉庫業者が寄託に係る業務を一部拒否することができるようにする。

在庫証明書（両約款 第17条）

- ・ 在庫証明書は倉庫業界において一般的に利用されているものの、現行の標準約款には規定がなく、倉荷証券と同等の効力を持つとの誤解がなされる場合がある。本改正ではその位置づけを明確化し、関係者間の誤解による紛争を防ぐ。

混合保管（両約款 23条第1項）

- ・ 現行の約款においても定められている混合保管について、倉庫業界の業務実態に即し、各寄託者に個別的に承諾を得ずに混合保管が可能であることとする。その際、混合保管が可能な貨物の条件をより具体化する。

賠償額の算定（普通倉庫 第47条第2項、冷蔵倉庫 第48条第2項）

- ・ 日付逆転の出庫等の債務不履行やブランド毀損等を名目に、倉庫業者への損害賠償請求が過剰になされる場合がある。よって、第1項に規定する受寄物の滅失又は損傷による損害以外の賠償については、倉庫の保管料金を限度とする。

民法の改正に
対応した改正

引渡しによる寄託契約の成立（両約款 第12条第2項）

- ・ 令和2年施行の民法改正により、寄託契約が要物契約から諾成契約に変更された（民法第657条）が、入庫前に生じたデマレージを倉庫業者に負担させようとするなどの弊害を踏まえ、引き渡しによる契約成立の意思を明確化させる。

物流改正法に
対応した改正

付帯業務等（両約款 第4条）

- ・ 倉庫業者の業務に含まれない、受寄物の全数検品や開梱検品、ラベル貼り等について、寄託者より対価が支払われないままに従事することを要求されることがあるため、これらを別途料金を要する付帯業務として規定する。
- ・ 緊急の入出庫オーダーは、トラックの荷役・荷待ち時間の増大や作業の非効率化につながるため、別途費用を請求できることとする。

規定の拡充・
明確化

受寄物の内容不検査（両約款 第14条）

- ・ 現行の約款において、受寄物の内容検査は、寄託者の費用において、承諾を得た上で「できる」と規定をしているが、倉庫業者が入庫時に内容物の検査を行い、受寄物の品質を確認していると誤認識されることがある。そのため、原則、倉庫業者による受寄物の内容検査は行わない旨を明確化する。

損害受寄物に関する権利の取得（普通倉庫 第48条、冷蔵倉庫 第49条）

- ・ 民法第422条に基づき、現行の約款においては、倉庫業者が受寄物に対して全額賠償した場合、倉庫業者が当該受寄物における一切の権利を取得することとなっている。しかし、全額賠償した後であるにもかかわらず、寄託者が倉庫業者による処分方法に対して制限をかけることが多いため、当該約款において任意の方法で処分できることを明確化する。

寄託者等の期限の利益の喪失（普通倉庫 第53条第2項、冷蔵倉庫 第54条第2項）

- ・ 契約書に一般的に盛り込まれる、「期限の利益の喪失」を当該約款にも盛り込む。